

社会福祉法人 松代福社会 役員報酬及び費用弁償に関する規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人松代福社会（以下「法人」という。）の業務に従事する役員等が、法人の用務のため勤務した場合及び法人の求めに応じて会議等に出席した場合の報酬等について定めるものである。

(定 義)

第2条 この規程において役員等とは、法人の理事、監事、評議員及び評議員選任委員をいう。

第2章 報 酬 等

(報 酬)

第3条 役員等が理事会、評議員会、評議員選任委員会に出席したときは、別表1により報酬及び費用弁償を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び費用弁償はこれを支払わないものとする。

2 報酬は、半日（4時間）を1単位として算定する。

3 交通費の実費が、別表1の費用弁償の額を超える場合には、その額とする。

(勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

2 理事長以外の役員等が理事長の命を受けて理事会、評議員会、評議員選任委員会、以外の法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

3 評議員報酬は、前条の報酬と合算し年間の支払総額が300,000円を超えない範囲で支払うものとする。

4 理事報酬は、前条の報酬と合算し年間の支払総額が600,000円を超えない範囲で支払うものとする。

5 交通費の実費が、別表2の費用弁償の額を超える場合には、その額とする。

(報酬の支払い方法)

第5条 報酬の支払いは、次のとおりとする。

(1) 理事長については、毎月 1 日に起算し、当該月末日に締め切り、翌月 10 日（当日が（土・日曜日または祝日の場合は、その前日もしくはその前々日またはその前々々日）に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。

(2) 理事長以外の役員等については、その都度現金にて支払いを行う。

2 報酬の支払額は、源泉所得税額を控除した額を支払う。

（出張旅費）

第 6 条 役員等が法人の求めに応じて出張旅行した場合、出張旅費は原則として、本規定及び法人が別に定める旅費規程により支払うことができる。

（適用除外）

第 7 条 法人の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

2 役員等が報酬等の受け取りを拒否した場合は、この規程を適用しないことがある。

（改 正）

第 8 条 この規程の改正は、評議員会及び理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

別表 1 (会議報酬等)

1 単位：4 時間

名 目	単位	報酬額	費用弁償額
理事会出席報酬	1	3,000 円	1,000 円
評議員会出席報酬	1	3,000 円	1,000 円
評議員選任委員会出席報酬	1	3,000 円	1,000 円

別表 2 (日当報酬等)

1 単位：4 時間

名 目	単位	報酬額	費用弁償額
理事長業務報酬等	1	3,000 円	1,000 円
監事監査指導報酬等	1	3,000 円	1,000 円
理事業務報酬等	1	3,000 円	1,000 円
評議員業務報酬等	1	3,000 円	1,000 円